



豊能の風

発行：豊能町教育委員会 第22号 R2.5.15

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について - PART.2 - 「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

子ども達や学校の抱える課題の解決、未来を担う子ども達の豊かな成長のためには、『社会総掛かりで教育の実現』を図っていくことが不可欠です。そして、その実現のため、全ての公立学校において、令和4年度までに地域住民や保護者等が学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置が、各教育委員会に対して努力義務として課されています。※「学校運営協議会制度」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度です。

「学校運営協議会」の組織について

「学校運営協議会」は教育委員会によって学校に設置され、その委員は、その学校、その地域の実情に合わせ、教育委員会が任命することとなっています。なお、委員には「学校協議会委員」「PTA代表」「自治会代表」「青少年に関わる団体」「地域在住の大学生」「地域のNPO」「校区の管理職・教職員」などが考えられます。

豊能町においては、既存の「学校協議会」を生かし、中学校区に「学校運営協議会」を設置します。9月下旬、準備会を立ち上げる予定です。

【委員構成】

吉川中学校区 学校運営協議会準備会（6校園所）・・・20名
東能勢中学校区 学校運営協議会準備会（3校園所）・・・15名

◆コミュニティスクール(学校運営協議会制度)の仕組みを導入することによるメリット◆

①組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。



②当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。〈出典：文部科学省より〉

自主分散登校

教科書等配布日から、約一か月ぶりに学校に子ども達の姿が戻ってきました。制限された中での自主分散登校となりましたが、ひと時の間、子ども達のにぎやかな声に学校はつまれました。



～東ときわ台小学校の様子～
ウイルスについて学習したり、学級の目標を考えたりしました。



○週に1～2回程度の自主分散登校では、「密閉・密集・密着」の「クラスター3原則」に留意して、各学校で工夫した教育活動が行われています。

○登校が分散されているにもかかわらず、子ども達の登下校の見守りをしてくださっている地域の皆様、ありがとうございます。

『大切にしてよう ハートフルマナー』
東ときわ台小学校教職員作成
教室や児童玄関に掲示されています。

<新型コロナウイルス感染症対応に伴う町立小中学校園の対応>

臨時休業	5月31日（日）までとする。
入学式（小学校のみ）・始業式	6月1日（月）の午前中、短時間で実施する。
夏季休業期間の短縮	8月8日（土）から8月23日（日）までとする。
2学期の授業確保	第2・第4土曜日の午前中を授業日とする。

※詳細は、学校から連絡があります。